

議員提出第十五号議案

アルコール健康障害対策基本法の制定を求める意見書

アルコール飲料は、古くから国民生活の中に存在し、暮らしに潤いを与え、人間関係の円滑化を図るものとして親しまれてきた。

一方で、アルコール飲料の過度な摂取は、肝臓病等の臓器の疾患、生活習慣病、アルコール依存症等の原因となつて本人の身体や精神を蝕むだけでなく、家族や社会にまで深刻な影響を及ぼしている。また、飲酒運転や暴力事件の誘引となり、社会問題化している。

国際的には、世界保健機関（WHO）が、平成二十二年に「アルコールの有害な使用を低減する世界戦略」を全会一致で採択し、「国が適切な行動をとれば、アルコールの有害な使用は低減できる」として、加盟国に施策の推進を求めており、世界の他の国々では次々と対策が打ち出されている。

しかし、我が国では、アルコールによる心身の健康障害や、アルコールに関連して生じる暴力、飲酒運転等の問題が、個人だけでなくその家族、社会に取り返しのつかない損害を与える危険性が高い喫緊の課題であるにも関わらず、総合的な施策を定める法律がないなど、十分な対策が講じられていないのが現状であり、非常に遅れている。

よつて国会及び政府におかれては、アルコールに係るこれらの問題についての対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、アルコール健康障害対策基本法の制定を強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月十九日

大分県議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長 伊吹文明殿
参議院議長 山崎正昭殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
法務大臣 谷垣禎一殿
厚生労働大臣 田村憲久殿